

緩和ケア・感染管理認定看護師資格取得支援事業補助金 Q&A

(申請者)

Q	補助金の申請は、誰が行うのでしょうか。
A	病院の開設者名（法人名）で手続きを行います。 ただし、申請手続、支払手続（振込先口座の指定を含む。）を委任することは可能です（開設者からの委任状が別途必要になります）。

Q	教育課程を受講する職員に直接手続きをとらせて、この職員に対して市から直接補助金を交付してもらうことは可能ですか。
A	受講職員に対し、市から直接補助金を交付することはできません。この補助金は、病院が実施する、職員に対する対象資格取得支援の取組に対し補助するものであり、補助対象はあくまでも病院となります。

(対象者)

Q	同一事業所から同じ年度内に、2名以上申請することはできますか。
A	可能です。ただし、申請書は受講職員ごとに作成する必要があります。

Q	対象職員（受講生）について、勤務形態や勤務年数等の条件はありますか。
A	条件はありません。常勤・非常勤の別を問わず、勤務年数も不問です。

(対象資格)

Q	どの資格が対象になりますか。
A	公益社団法人日本看護協会が認定する「感染管理」、「緩和ケア」の認定看護師資格が補助対象となります。

(教育機関)

Q	どの教育機関での受講が対象でしょうか。
A	日本看護協会の認定する教育機関（地域は不問）での受講が対象となります。

(補助金の対象期間・申請の時期)

Q	資格取得に複数年（支払が複数年）に及ぶが、どのように申請したらよいか。
A	その支払い経費分の年度毎に申請が必要になります。 【例】感染管理認定看護師 令和8年度に受験・合格。令和9年度に入学・受講。令和10年度に認定試験。 ・ 入学金・授業料の支払いが令和8年度 → その経費分を令和8年度に申請 ・ 宿泊滞在、代替職員配置に係る支払いが令和9年度 → その経費分を令和9年度

	<p>に申請</p> <p>・審査料等の支払いが令和10年度 → その経費分を令和10年度に申請</p> <p>※ ただし、令和9年度以降については毎年度の予算措置によるものであり、現時点では未定です。</p>
--	---

Q	<p>来年度に資格取得するため、教育機関に職員を派遣予定であるが、入学金や受講料（授業料）を今年度中に支払う必要があります。その場合、入学金や受講料はいつ申請するのでしょうか。</p>
A	<p>来年度受講分の入学金や受講料であっても、今年度末（令和8年度であれば令和9年3月31日）までに支払うものは、今年度時点でのみ交付申請ができます。ただし、職員が支払いを立て替えた場合は、今年度中に職員への支払いを完了していただく必要があります。</p>

Q	<p>令和8年度に入学し、教育課程を受講するのですが、すでに支払った入学金、授業料について申請は可能ですか。</p>
A	<p>すでに支払いが済んでいる経費については申請できません。ただし、令和8年4月1日以降に発生する「宿泊滞在事業」「代替職員配置事業」に係る経費については申請することができます。</p>

(対象経費)

Q	<p>「教育課程受講事業」には申請していなかったが、「宿泊滞在事業」と「代替職員配置事業」のみ申請することはできますか。</p>
A	<p>一部対象事業のみの申請も可能です。</p>

Q	<p>「教育課程受講事業」に係る経費のうち、入学金、授業料どちらか片方のみ申請することは可能ですか。</p>
A	<p>一部の経費のみの申請も可能です。ただし、教育課程を修了することが補助金交付の条件となります。</p>

Q	<p>補助の対象経費とならないものは、どのようなものか。</p>
A	<p>(1) 研修会場までの通学（交通）費</p> <p>(2) 教材費（受講料以外のもの）</p> <p>(3) 振込手数料（入学金、受講料等の各種振込）</p> <p>(4) 夜勤手当、超勤手当、通勤手当など、教育課程受講に関係のない手当</p>

Q	「宿泊滞在事業」と「代替職員配置事業」について、1枚の交付申請書でまとめて申請することはできますか。
A	可能です。「宿泊滞在事業」と「代替職員配置事業」については、可能な限りまとめて申請してください。

(代替職員)

Q	「代替看護職員」とはどのような職員か。
A	研修受講生が抜けた穴を埋めるために、「新規に採用」した職員を想定しております。院内の他部署からあてがう職員ではありません。

Q	「代替看護職員」の雇用期間について、研修期間が月の途中から開始する場合、それに合わせないといけないのか。
A	研修受講生の不在のために雇用するのであれば、雇用開始期間が研修受講期間と必ずしも一致する必要はありませんが、補助対象となる期間は受講生が研修のため不在としていた期間に限ります。

(経費の負担方法)

Q	当病院では、入学料、受講料及び認定審査料について、教育課程を受講する職員と病院で2分の1ずつ負担します。この場合もこの事業を利用することはできますか。
A	利用できます。ただしその場合、補助対象となるのは、病院が負担した額のみとなります。受講生の負担分については、補助対象となりません。

Q	当病院では、まず、受講生が入学料や受講料を立て替えて、年度末までに病院に費用を請求し、請求後、病院から受講生に対し満額を支給する予定です。このような場合は、補助金の申請をすることはできますか。
A	受講生が立て替える場合においても、要綱に定める必要書類を添え、申請・報告期限で手続きを行うことで申請することは可能です。

(教育課程の休学)

Q	教育課程に入学したが、休学等により修了できなかった場合は、どうなりますか。
A	教育課程を修了することが条件なので、その場合、補助金は交付できません。すでに入学料、受講料及び人件費等の補助金が交付されていた場合、すべて返還することとなります。単位不足等により、年度内に修了できなかった場合も同様です。

(認定審査の不合格)

Q	認定審査料について交付決定まで受けていたが、認定審査に不合格だった場合、どうなりますか。
A	認定審査に不合格となった場合、審査料等については補助対象外となるため、補助金の支出はありません。そのため、実績報告では精算額を「0円」で報告していただきます。 なお、教育課程を修了している場合、既に交付済みの入学料、受講料、人件費等については返還の必要はありません。

(職員の途中退職)

Q	「教育課程受講事業」の補助を受けていたが、職員が研修を受講している途中で退職してしまった場合、補助金は返還となりますか。
A	病院が雇用している職員ではなくなることから、補助金を返還していただきます。